

# 丹波篠山市立城南小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月5日  
丹波篠山市立城南小学校

## 1 いじめの防止のための学校の方針

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そのことを十分に認識し、本校教育においては、以下の点を基本理念として取り組みを進める。

いじめの定義は以下のとおりである。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

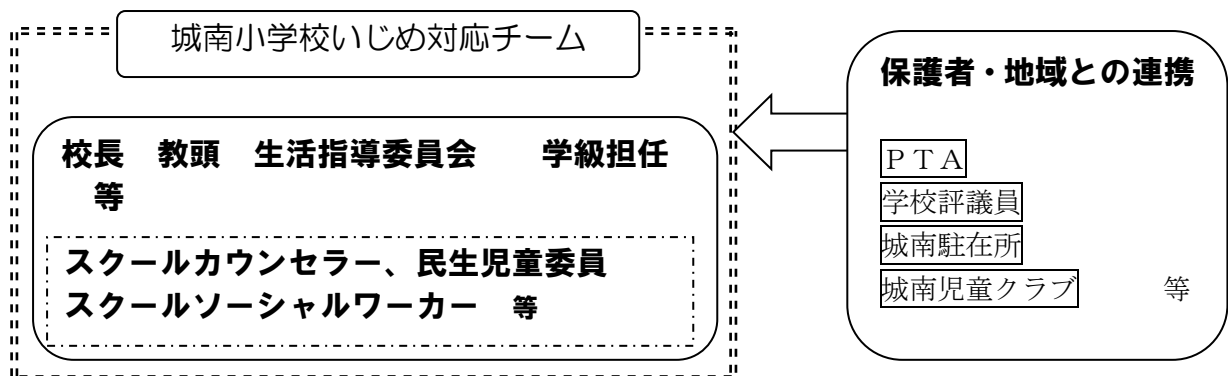
- いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを目的として行われなければならない。
- 全ての児童が、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であるとの認識をもち、いじめを行わず、いじめを放置することがないように、すべての教職員はいじめ防止のための生徒指導力の向上を図らなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- いじめの未然防止・早期発見・適切な対応のために、児童をきめ細かく見守る体制の整備や、教職員の資質向上を図る研修に取り組む。
- いじめに関するアンケート調査、児童の日々の生活の観察等を継続的に実施し、常に検証を加えながら継続的に課題解決に向け取り組みを進める。

## 2 いじめの防止のための実効性のある組織の構築

### (1) いじめ対応チームの設置

いじめ問題の対応にあたっては、学級担任等が一人で抱え込んだり、偏った考えに基づいて対応したりするようなことがないように、いじめの防止の対策のための組織として「城南小学校いじめ対応チーム」を設置する。また、校内組織として校務分掌に明確に位置づける。

### (2) いじめ対応チームの構成



### (3) いじめ対応チームの役割

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- オ 重大事態が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割

## 3 未然防止・早期発見・適切な対応

### (1) いじめ対応の基本的な在り方

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している ②被害者が心身の苦痛を受けていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)という二つの要件が満たされていることを指す。
- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対応が遅れることのないよう教職員間での情報共有を徹底する。
- いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

### (2) 未然防止の取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせな  
いための未然防止に取り組む。未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を  
育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行  
う。特に、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策として、学校や家庭でのルールづく  
りや見直し等保護者と十分な連携を図りながら、情報モラル教育を進める。また、集団の一員として  
の自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるようにする。さらに  
教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導  
の在り方に細心の注意を払う。

取組	ねらい	具体的な内容 (時期・回数等)
人権教育の充実	子どもたちが人の痛みを思いやることができるように、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。	人権朝会（各月1回）
道徳教育の充実	いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるとともに、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培う。	道徳の時間の充実 兵庫県版道徳教育副読本の活用 道徳教科書の活用
体験教育の充実	自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりのなかで、生命尊重や感動する心や共に生きる心に気づき、発見して体得する。	体験型環境学習・黒豆栽培（3年） 綿花栽培（2年） 自然学校（5年） 校外学習（各学年）
コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実	他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築く。	学級活動の充実 話し合い、係活動など
児童が自ら主体的に行う取組の充実	児童会を中心とした自発的な活動により、円滑な人間関係を築く。	縦割り班遊び、集会活動

### （3） 早期発見の取り組み

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持つことが大切である。そして早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

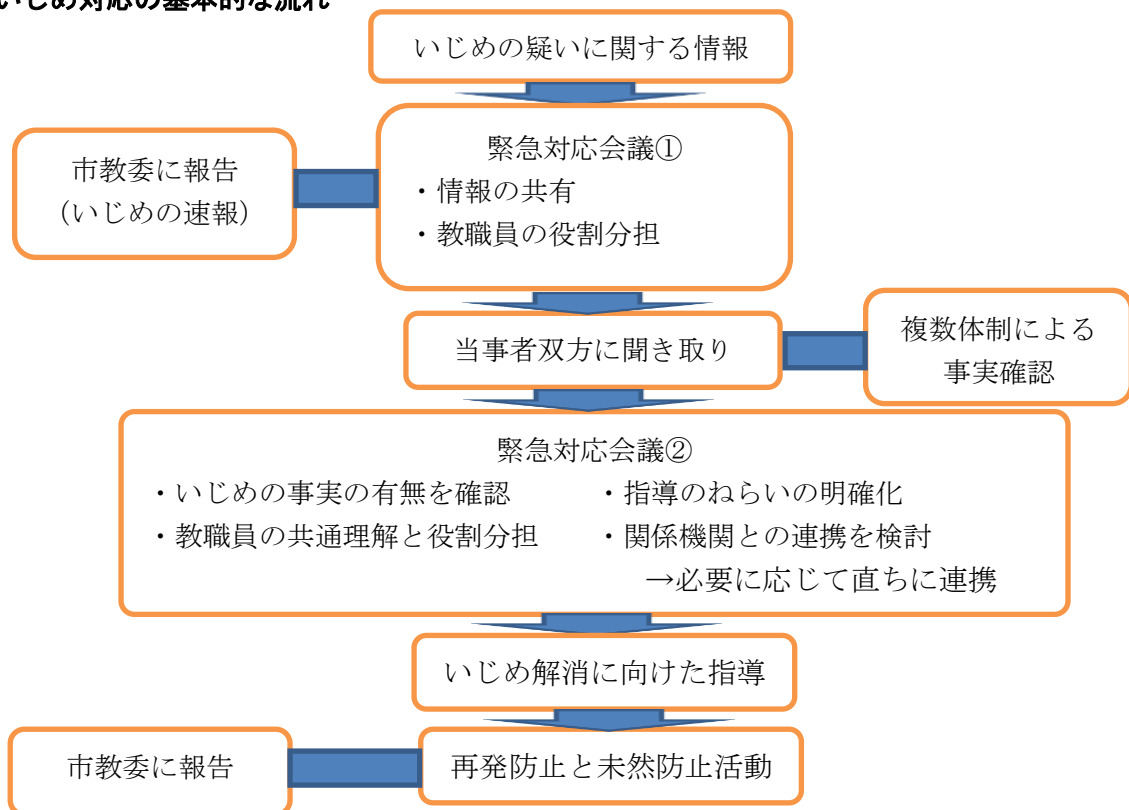
取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
日々の観察	休み時間や昼休み等の機会に子どもたちの様子に目を配り、子どもたちの小さな変化を敏感に察知する。	日記や振り返りノートを活用
教育相談 (学校カウンセリング)	定期的な教育相談の機会を設けて、教育相談を実施し、相談体制を整備する。	S C との連携（月1回） 教育相談（適時）

いじめアンケート	児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態の早期把握・早期対応につなげる。	各学期に1回
職員会議、学団会議における児童の情報交換	子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有する。	児童の実態交流（月1回）

#### (4) 適切な対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をします。さらに、いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ対応チーム等校内組織を中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守ります。

#### ① いじめ対応の基本的な流れ



#### ② いじめが起きた場合の対応

いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先する。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

ア いじめられた子どもに対して

○子どもに対して

- ・ 「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと
- ・ いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること

- ・ 大人の思い込みで子供の心情を勝手に受け止めないこと
- ・ 「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係を作ること

#### ○保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議しする。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で子どもの変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

#### イ いじめた子どもに対して

##### ○子どもに対して

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導します。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。

##### ○保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- ・ 子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え具体的な助言をします。
- ・ 加害者の成長支援という視点に立って、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がける。

#### ウ 周りの子どもたちに対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

#### エ 継続した指導

- ・ いじめ認知後3ヶ月間は、いじめ対応チームを中心に複数で対応する。
- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・ 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・ いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化す

る。

#### 4 重大事態への対処

##### (1) 重大事態の意味

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときも、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

##### (2) 重大事態の報告・調査

重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会に重大事態の発生を報告する。

市教育委員会において、調査の主体を学校が担うか、市教育委員会が担うか判断することとなるが、学校が調査の主体となる場合、以下のような対応にあたる。

①いじめ対応チームを重大事態の調査組織として、いじめ対応チームを母体とし、事態に応じた専門家を加えた組織を設置

↓

②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

↓

③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

↓

④調査結果を市教育委員会に報告

↓

⑤調査結果をふまえた必要な措置の実施

## 7 いじめの防止に係る年間計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	児童の実態交流 いじめの防止基本方針の 策定・確認	縦割り班顔合わせ・遊び	家庭訪問 学団会議、生活指導委員会
5	児童の実態交流	人権朝会 1年生を迎える会（縦割り班）	学団会議、生活指導委員会 民生児童委員交流会
6	児童の実態交流	人権朝会 縦割り班遊び	いじめアンケート 学団会議、生活指導委員会
7	児童の実態交流	人権朝会	学団会議、生活指導委員会、個人 懇談会
8	カウンセリングマインド に関する職員研修会		
9	児童の実態交流	人権朝会、人権講演会（情報 モラル・保護者）	学団会議、生活指導委員会
10	児童の実態交流	人権朝会	いじめアンケート 学団会議、生活指導委員会
11	児童の実態交流	人権朝会 縦割り班遊び	教育相談会 学団会議、生活指導委員会
12	児童の実態交流	人権朝会 児童会集会	学団会議、生活指導委員会
1	児童の実態交流	人権朝会	学団会議、生活指導委員会
2	児童の実態交流	人権朝会	いじめアンケート 学団会議、生活指導委員会
3	児童の実態交流	人権朝会 6年生を送る会	学団会議、生活指導委員会